

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
10月27日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 身体障害者福祉法に規定する医師の指定(障害者支援課).....
 - 保安林指定施業要件の変更(長門市)(森林整備課).....
 - 道路の区域の変更(道路整備課).....
 - 道路の供用の開始(道路整備課).....
- 公告
 - 一般競争入札の実施(防災危機管理課).....
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....
 - 山口県労働委員会の労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等(労働政策課).....
 - 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出(建築指導課).....



山口県告示第三百六十五号

次の者を身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として指定した。

平成二十九年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

医師氏名 名 医療 所 機 在 関 地 診療科目 指定年月日

西村 滋彦	萩市民病院	萩市大字椿三四六〇	内科	平成二九、一〇、一〇
藤本 啓志	医療法人社団三志会藤本循環器科内科	岩国市南岩国町四丁目五七番二七号	内科、循環器科	〃
梅原 毅	独立行政法人地域医療機能推進機構徳山中央病院	周南市孝田町一番一	耳鼻咽喉科	〃

山口県告示第三百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十九年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長門市仙崎字高山七一〇、字水海浜土手七三三の二、字花津浦七三三の四、字長網一七五の二
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができ立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 長府前田線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
下関市前田一丁目二五の二地先から 同市 同町一二四の三地先まで	最狭 二・八・三	最狭 一・一・四	四六・〇	四〇・三	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第三百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 長府前田線	下関市前田一丁目二五の二地先から 同市 同町一二四の三地先まで	平成二十九年十月 二十八日



(二八九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十九年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる物品等の借入れ
 - (二) 物品等の名称及び数量
 - (三) 統合原子力防災ネットワーク用通信機器 一式
 - (四) 物品等の特質等
 - (五) 入札説明書及び仕様書による。
 - (六) 使用期間
 - (七) 平成三十年三月一日から平成三十五年二月二十八日までの間
 - (八) 使用場所
 - (九) 山口県総務部防災危機管理課災害対策室ほか三箇所
- 二 入札参加資格
 - (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (二) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (三) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (四) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十九年山口県告示第二百三十七号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十九年山口県告示第三十四号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並び

に物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十九年十月二十七日から同年十二月八日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総務部防災危機管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総務部防災危機管理課

(三) 受領期限

平成二十九年十二月七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十九年十二月八日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部三号会議室

(二) 日時

平成二十九年十二月八日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四条の規定に基づ

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十九年十一月二十四日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県総務部防災危機管理課(電話〇八三一九三三三二三八〇)に問合せを要する。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Disaster Prevention & Crisis Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be leased: Telecommunication equipment for the National Nuclear Emergency Integrated Network

(3) Term of use: From March 1, 2018 to February 28, 2023

(4) Place of use: Disaster risk management room at the Disaster Prevention & Crisis Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government and 3 other places

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Disaster Prevention & Crisis Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. December 7, 2017 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M. December 8, 2017)

(二九〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

二十九年六月十六日山口県公告(一七九)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年十月二十七日から同年十一月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ドラッグコスモス北琴芝店

所在地 宇部市北琴芝二丁目九八九の一

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求める。

(二九二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年六月十六日山口県公告(一八〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年十月二十七日から同年十一月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン周南久米A街区

所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地地区画整理事業地内三八街区一号

二 意見の概要

交通に係る事項等について配慮を求める。

(二九三) 山口県労働委員会の労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第四十六期労働者委員(補欠委員二人)の候補者の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

平成二十九年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 推薦者の資格

労働者委員の候補者を推薦する資格のある労働組合は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条に規定する労働組合であつて、山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明されたものでなければならない。

二 被推薦者の資格

委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- (一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

三 推薦手続

(一) 推薦書及び添付書類

委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、推薦書(別記様式)にその候補者の履歴書及び山口県労働委員会の資格証明書を添えて知事に提出しなければならない。

(二) 書類の提出先

山口県商工労働部労働政策課

四 推薦期間

平成二十九年十一月二日(木曜日)から同年十二月一日(金曜日)まで

五 労働委員会への資格審査申請

(一) 資格審査の申請をしようとする労働組合は、次に掲げる書類(連合体にあつてはこれを組織する組合の関係書類、単一組織の組合にあつては支部の関係書類を含む。)を山口県労働委員会に提出しなければならない。

- 1 労働組合資格審査申請書
- 2 組合規約及びこれに準ずる諸規程
- 3 労働協約、覚書その他附属協定
- 4 組合役員名簿
- 5 職制機構図
- 6 組合の予算書又は決算書
- 7 大会議案書
- 8 その他必要と認められる立証資料

(二九三) 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

平成二十九年十月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社建築構造センター 東京都新宿区新宿一丁目八番一号
- 二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変 更 後	変 更 前
東京都新宿区新宿一丁目八番一号 仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号 福島県郡山市中町一〇番二八号 さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号 千葉県船橋市葛飾一丁目四〇二番三号 横浜市西区北幸二丁目三番一〇九号 横濱市南区栄四丁目二番地 長野市南原一〇八二番地 名古屋市中区栄四丁目二番地 三重県四日市市浜田町一四番二八号 三根市北江市中原町一四番二八号 島根県松江市中下町三番一八号 岡山市北区八丁堀一五番六号 広島市中区八丁堀一五番六号 愛媛県高松市三番町七丁目一三番一三三号 福岡県博多区御供所町一丁目九番三八号 佐賀市博多区御供所町一丁目九番三八号 長崎市万才町三番四号 宮崎市川原町五番一〇号 鹿児島市西千石町一〇番二二号 沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号	東京都新宿区新宿一丁目八番一号 仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号 福島県郡山市中町一〇番二八号 さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号 千葉県船橋市葛飾一丁目四〇二番三号 横浜市西区北幸二丁目三番一〇九号 横濱市南区栄四丁目二番地 長野市南原一〇八二番地 名古屋市中区栄四丁目二番地 三重県四日市市浜田町一四番二八号 三根市北江市中原町一四番二八号 島根県松江市中下町三番一八号 岡山市北区八丁堀一五番六号 広島市中区八丁堀一五番六号 愛媛県高松市三番町七丁目一三番一三三号 福岡県博多区御供所町一丁目九番三八号 佐賀市博多区御供所町一丁目九番三八号 長崎市万才町三番四号 宮崎市川原町五番一〇号 鹿児島市西千石町一〇番二二号 沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号

三 変更年月日
平成二十九年十月三十日

平成二十九年十月二十七日印刷

発行人所 山口県知事